

2007年8月21日

頂いたご意見

原子力学会の倫理規程について、意見申し上げます。

原子力学会の倫理規程を拝見しておりますと「原子力技術については云々」という感じになっています。しかし、原子力技術は科学技術の中の一部です。現在の倫理規程に加えて「科学技術の一部（あるいは中核）をなす原子力技術」という視点での倫理があるほうが良いはないでしょうか。

例えば日本機械学会の倫理規定 <http://www.jsme.or.jp/notice36.htm> では、前文において「技術の革新に挑戦し」とはありますが「機械技術の革新に挑戦し」とはなっていません。一方で原子力学会の倫理規程では「原子力の（中略）にあたり」と、倫理規程の適用範囲を原子力に限定しています。もちろん、原子力学会ですので、原子力を対象としていることは当然と思いますが、「原子力に携わる科学者・技術者」である以前に「科学者・技術者」としての視点も必要ではないかと思えます。

また、憲章に「4. 会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないように行動する」とありますが、これは「原子力関係の仕事において」適用される様に読み取れます。また、「重大な危害」が及ばなければ良いとも思えます。もし重大な危害が及ばなくとも、そのような「素人」が作ったかも知れないものを信用することなど到底無理です。技術士倫理要綱

<http://www.engineer.or.jp/gijutsusi/rinri.html> の2にあるように「自己の専門外の業務あるいは確信のない業務にはたずさわらない。」といった規程の方が良いのではないのでしょうか？

例えば「原子力発電所の蒸気タービンを設計している技術者が火力発電所の蒸気タービンを設計する」といったことを考えて見ますと、前者は原子力学会の倫理規程の範疇となりますが、後者はその枠外となります。この例のように同じ「蒸気タービン」を扱うのなら問題無いと思うのですが、以下の例なら、問題があるのではないかと思えます。

「原発の蒸気タービンを扱うものが同じ『タービン』だからと原子力以外向けのガスタービンについての設計を（タービンのプロとして）行う」といった例です。

しかしながら、今の倫理規程では、このようなことを戒めることはできないのではないのでしょうか。

実際、以下のような例がありました。

- 以下略 -

（以下では個人名や個人が特定される役職名で出てきますので、ホームページに記載することを避けさせていただきます。）

倫理委員会からの回答

ご意見の主旨は、「原子力学会の倫理規程が原子力分野での活動における規範にのみ限定しすぎているので、もっと幅広い科学技術分野での活動についても適用されるようにしてほしい」ということだと理解します。しかし倫理委員会としては現在の倫理規程は必ずしも原子力分野での活動に限定されるものだと考えておりません。行動の手引の前文の最初にありますように、この倫理規程は日本原子力学会の会員が「自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとする」ものです。自分自身の言葉に置き直す際にこの倫理規程を原子力分野以

外の活動に広げることを妨げるものではありません。

また、憲章 4 条の「会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないように行動する。」は「重大な危害」が及ばなければ良いというように読めるとのことですが、そうではありません。どんなことがあっても社会に重大な危害を及ぼすことはないようにするという最低限の心構えを書いたもので、自分自身の言葉に置き直す際にはもっと厳しいものとしていただけたらと存じます。なお、わずかでも社会に害を与えることがないように行動するとなると、チャレンジ精神をもって未知の領域を探求することなどできなくなることを倫理委員会では懸念しております。

ご意見からは、「倫理規程とはそれに反した行動をしている人を戒めるためのもの」と考えていらっしゃるように感じます。倫理委員会では、倫理規程とは他人を戒めるためのものではなく、あくまで自分自身の専門活動の道しるべとするものと考えております。したがって、倫理規程の内容を原子力以外の活動にも適用されるように改訂したとしても、他人を戒める役には立たないと存じます。

このような理由から、憲章 4 条の「会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないように行動する。」を「自己の専門外の業務あるいは確信のない業務にはたずさわらない。」のように改訂することは必要ないと考えます。ご理解のほどよろしく申し上げます。